

補助金評価シート

区分	重点・重点以外	補助根拠	法令補助	その他補助	開始時期	令和5年4月1日	終期	令和8年3月31日
補助事業名 [下段に制度概要を記載]		新潟市景観形成推進組織助成金 新潟市景観条例第24条の規定に基づき認定された「景観形成推進組織」が、当該地区の特性を活かした景観形成の実現に向けた活動を自主的に継続できるように支援するため、学習会・研究会や調査研究活動に要する費用に助成します。						
款・項・目		土木費・都市計画費・都市計画総務費						
所属等		都市政策部 まちづくり推進課 景観・庶務グループ 電話 025-226-2707						

年度		令和5年度（1年目）		令和6年度（2年目）		令和7年度（3年目）	
予算額等の推移	予算(千円)	147		147		147	
	決算(千円)	0		81		0	
補助率		初年度10/10、2年目以降1/2		初年度10/10、2年目以降1/2		初年度10/10、2年目以降1/2	
目 標		学習会・講演会等の開催：2回/年 <目標が数値でない場合の評価方法>					
目標に対する達成度（指標）	達成率100%以上						
	達成率 80%以上						
	達成率 50%以上						
	達成率 50%未満	0.0%	0回	50.0%	1回	0.0%	0回
	目標が非数値化 ※取扱基準に記載した評価手法に基づく達成度について記入してください						
補助事業者による情報の公表		チラシ・会報等の印刷物					

評価欄	チェック	a. 補助対象経費は事業の直接経費となっているか	○	e. 指標の推移が維持・向上しているか	○
		b. 補助率は1/2以内か	×	f. 補助事業者による情報の公表は適正に行われているか	○
		c. 補助額が5万円以上になっているか	○	g. 目標は数値化されているか	○
		d. 収入が過剰になっていないか(繰越金が生じていないか)	○	h. 目標は補助金の成果を検証しやすい設定か	○
×になった項目に対する今後の取組	<a～fにおける取組> 新潟らしく美しい街並み景観を創出し、これを共有の財産として形成するためには、市民の主体的な取り組みが不可欠である。このことから、新潟市景観条例により認定された「景観形成推進組織」に対し、市として積極的に支援するため、対象経費について上限額までの補助とする。				
	<g～hにおける取組>				
目標未達成の原因分析	<期間（3年）を通して目標達成率80%未満の場合、なぜ達成できなかったか> 既存の景観形成推進組織としての継続的な活動は行われているものの、助成金が不要な範囲での活動となるケースも多く、その要因として、新型コロナの影響による研究会や講演会等の縮小などが考えられる。一方、新たな景観形成推進組織の認定に向けた相談もあり、今後の助成金活用に向けた需要は確認されている。				
① 拡充・改善（補助率、補助額、補助対象経費、その他） ② 継続 ③ 廃止					
①～③の評価理由 ※目標未達成の原因分析に該当の場合はその要因を踏まえて今後どうするのかを記載すること 景観形成推進組織は、地域住民やまちづくりに関わる有識者等で構成され、地域の景観形成に取り組む際の中心となる重要な組織と位置付けられる。現在、新たな景観形成推進組織の認定に向けた相談もあることから、今後、より積極的な活動を促進するために助成金活用の周知を図ることとし、地域住民による景観づくりが更に拡大されていくよう支援を継続することとしたい。					